



障害のある人の人権と社会保障裁判

障害者自立支援法違憲訴訟の意義と今後の展開

藤岡 毅

要旨 障害者自立支援法違憲訴訟は、「応益負担」を導入した障害者自立支援法は障害者の尊厳を傷付け、平等権、生存権等を定めた憲法に反し、違憲・違法であるとして、国及び自治体を被告として全国14地裁で行われた訴訟である。基本合意文書が締結され、その後の制度改革に影響を及ぼした。また、基本合意を履行しているかを検証する定期協議が14年間で14回実施されている。

キーワード 障害者自立支援法、違憲訴訟、応益負担、基本合意、骨格提言、定期協議

1 障害者自立支援法違憲訴訟とは

1) 違憲訴訟

障害者自立支援法違憲訴訟とは、応益負担制度を導入した障害者自立支援法は障害者の尊厳（憲法13条）を傷付け、平等権（憲法14条）、生存権（憲法25条）等を定めた憲法に違反し、違憲・違法であるとして、障害者70名と障害児の親1名の71名が原告となり国及び自治体を被告として全国14の地方裁判所で行われた訴訟である。以下、障害者自立支援法を「支援法」、障害者自立支援法違憲訴訟を「本違憲訴訟」という。

2) 第一次から第三次訴訟

第一次訴訟が2008年10月31日、福岡・広島・神戸・大阪・京都・大津・東京・さいたま全国8地裁で一斉提訴された。原告は30名（うち1名が障害児の父である筆者）であった。

第二次訴訟が2009年4月1日、28名の原告により和歌山・奈良・盛岡・旭川・広島の5地裁で行われた。第二次訴訟の一環としてさいたま地裁

ふじおか つよし
弁護士、障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団事務局長

でも2009年5月20日に5名の原告による追加提訴が行われた。

第三次訴訟が2009年8月25日1名の原告により岡山地裁に、同年10月1日原告1名により名古屋地裁に、原告1名により福岡地裁に、原告3名により東京地裁に提訴された。

2 提訴に至る社会情勢

1) 措置制度時代

戦後約50年間、日本の福祉は「措置」制度が基本であった。

2) 基礎構造改革と契約制度への移行

昭和の末から平成初め頃、日本はバブル経済に浮足立った。バブル経済崩壊のもと1995年7月、国の審議会は「自己責任と社会連帯」を強調する勧告を出した。

1998年6月国の審議会が勧告において「措置制度を見直し、個人が自ら選択したサービスを提供者との契約により利用する制度を基本とする」等とし、政策の方向性が規定された。措置から契約が柱とされ、2000年介護保険法が施行された。

3) 支援費制度

2003年4月、障害福祉で「支援費制度」が開

始した。同日、読売新聞では「支援費制度きょうスタート」「知的障害者を地域へ」「本人の希望尊重し、『脱施設』」と、障害福祉の新たな制度開始に胸が躍る記事が大きく報じられた。

4) 「改革のグランドデザイン」

ところが支援費制度開始間もなく国から支援費制度批判の声が上がり始める。「障害者からも1割を負担させるべきだ」と国が主張し始めた。

2004年10月9日朝日新聞には「厚労省は2005年度からの障害者新法案をまとめた」「介護保険統合視野」の文字がおどった。

同年10月12日厚労省は「改革のグランドデザイン」を発表した。支援法の骨格原案であり「福祉サービスの応益負担の導入」が宣言された。この1万6000字を超える膨大な文書に「人権」「基本的人権」は一言も登場しない。支援法に人権という思想は存在しない。

法案への障害者団体からの激しい反対運動を押し切り、政府は「応益負担」を原則とする支援法を導入し、2005年10月31日国会で成立させた。

5) 支援法施行前の利用者負担状況

支援費制度時代は「応能負担」であった。例えば在宅施策の利用者負担について、生活保護及び市民税非課税世帯は負担がゼロ円であった。

障害福祉を利用する市民税が非課税となる障害者率は90%以上であり、利用者負担のある人は少なく、負担がある人でも、市民税が「均等割りのみ」という所得でも利用者負担の上限月額は1100円、それを超える場合も比較的所得が低い人は上限月額1600円と抑えられていた。

6) 「応益負担」導入の過ち

支援法の応益負担は、障害の重い人やより手厚い支援が必要な重複障害の人や、移動支援やヘルパーを積極的に活用して社会参加の意欲のある人ほど、過酷な負担金が強いられる状況となった。

月額上限額は所得により4段階に分かれ、市民税が非課税の人は月額2万4600円、それ以上所得のある世帯では月額3万7200円になった。

障害福祉とは、障害のある人に必要な支援を行って生活を支える制度であるにもかかわらず、支

援が必要な人ほど多額の課金をして冷酷に処遇するという、障害者福祉の基本理念に逆行する政策であった。応益負担は、障害を理由とする課税、「障害税」制度だと批判された。

7) 作業所からの退所を余儀なくされる人が続出

同法施行により過酷な応益負担に耐えられず作業所等を退所するなどの人が全国で続出した。

厚労省の同法開始半年（2006年4月～10月）

の全国約22万人への調査（2007年2月21発表・同月6日朝日新聞報道）で、通所利用者1027名が作業所等を退所し、通所回数を減らした人は4114名、在宅ヘルパーは849名が利用自体を断念し、2099名が利用回数を減らした。

3 提訴に至る事実経緯

1) 障害者団体と弁護士による会議（全体会議）

2006年11月障害者団体の幹部が集まり、支援法の問題を法的に取り組むことが議論され、次の会合で障害者問題に取り組む弁護士との会議をもつことになった。

2006年12月18日、第1回全体会議は、障害者団体と「障害と人権全国弁護士ネット」の弁護士らで、日弁連会館で開催された。会議の前月の2006年11月29日に東京地裁で身体障害者福祉法の支援費給付に関して行政の処分が違法であるとの鈴木訴訟判決¹⁾を獲得した筆者が、同事件のミニ報告を行った。全体会議はその後1～2ヶ月に1回のペースで開かれた。

度重なる議論の末、全国一斉免除申請（ホップ）→全国一斉行政不服審査（ステップ）→全国一斉提訴（ジャンプ）という戦略を取る方針が確認された。

2) 全国一斉免除申請、行政不服審査申立て

2008年6月3日、全国一斉免除申請が行われた。同年7月15日、全国一斉行政不服審査申立てが行われた。

3) 全国一斉提訴

2008年10月31日、支援法成立日から3年目のこの日、各地8地裁で、原告合計30名により